

吉田生コン懲戒解雇事件で勝訴

これで4件目、加茂生コン事件の構図も浮き彫りに

●組合活動を理由に懲戒解雇

3月9日、吉田生コン懲戒解雇事件の地位保全仮処分裁判において、奈良地裁は組合側全面勝利の決定をくださった。先週2月26日、藤原生コン運送不当労働行為事件で大阪府労委が勝利命令を下したのにつづき、昨年10月の徳島事件から数えると4件目の勝利だ。

吉田生コン事件は昨年4～5月、吉田生コン（吉田桃子社長、奈良市）が、分会長ほか組合員に対し、組合



活動による不就労を「無断欠勤」と称し、さらに7～11年前の取るに足らない出来事（子犬を助手席に乗せていたなど）を就業規則違反と称し、懲戒解雇を強行したものだ。

●解雇には合理性も相当性もなく、懲戒権の濫用

奈良地裁が下した仮処分決定は、無断欠勤とされた分会長の不就労が労働協約にもとづくものであること、会社が出勤指示をすることなく異議なく賃金を支払っていたことなどから会社の主張を理由がないと退けるなどしたうえで、「解雇理由の合理性ないし相当性が認められない結果、懲戒権を濫用したのものとして無効」と判断。会社に対し、基準内賃金全額（44万8700円）を解雇時の2019年5月分から一審判決の言渡り日まで組合員らに支払うよう命じた。

●大阪広域協組、吉田生コン、警察の連携

この懲戒解雇事件の背後にも大阪広域協組執行部の影がある。徳島事件（昨年10月勝利命令）、加茂生コン事件（昨年12月勝利命令）、藤原生コン運送事件（19年2月勝利命令）とおなじ構図だ。

しかも、今回の吉田生コン事件で重要なのは、懲戒解雇の理由とされた「無断欠勤」の期間（17年10月16日～18年6月20日）、分会長はまさに加茂生コンの組合加入通知と団交申し入れ、その後の団交拒否や保育園に提出する「就労証明書」の不交付に対する抗議活動、偽装閉鎖に対する監視などの組合活動に参加していたことである。そして、この組合活動を理由に1年後の19年5月に懲戒解雇された分会長は、それから1か月後の19年6月、まさにこの組合活動を「強要未遂」だとする加茂生コン事件で不当逮捕、勾留されたのだった。

大阪広域協組、吉田生コン、警察が連携して解雇→刑事弾圧を仕組んだ構図が見えてくる。